

# 「受益者等が存しない信託」の課税と 受益者等の意義

目的信託を中心として

喜 多 綾 子

はじめに

1. 新信託法のもとでの受益者等の存しない信託
2. 受益者等の存しない信託と目的信託
- 一．受益者等が存しない信託税制の立法経緯
  1. 受益者等が存しない信託税制導入の経緯とその背景
    - (1) 新信託法における目的信託の導入の経緯
    - (2) 公益信託との関係
  2. 新たな類型の信託に対する税制の整備
  3. 受益者等が存しない信託税制の立法趣旨
    - (1) 法人税法
    - (2) 相続税法
- 二．受益者等が存しない信託に関する信託税制の枠組み
  1. 法人課税信託
    - (1) 納税義務者
    - (2) 法人課税信託の所得計算
  2. 受益者等が存しない信託の行為時の課税
  3. 受益者等が存しない信託に該当しないこととなった場合
  4. 租税回避に対する措置
    - (1) 受託者に対する贈与税及び相続税の課税
    - (2) 受益者等に対する贈与税の課税
- 三．改正信託税制における受益者等
  1. 受益者等が存しない信託の定義
  2. 受益者等が存しない信託における「みなし受益者」の意義
  3. 信託法でいう「受益者」と受益者等が存しない信託税制との関係
- 四．受益者等が存しない信託の課税問題
  1. 受益者等が存しない信託の課税に対する具体的な検討
    - (1) 遺言による目的信託の設定
    - (2) 委託者生存中の目的信託の設定

「受益者等が存しない信託」の課税と受益者等の意義（喜多）

2. 受益者等が存しない信託の周辺信託との課税問題

- (1) 特定公益増進法人等が受益者等になる場合の課税問題
- (2) 受益者等課税信託及び受益者が存しない信託が混在している場合の課税問題

3. 課税時期の問題

お わ り に

## は じ め に

### 1. 改正信託法のもとでの受益者等の存しない信託

信託法は大正11年に制定されたが、平成18年12月8日に84年ぶりに改正され、改正信託法（以下「新信託法」という）が成立した<sup>1)</sup>。信託法改正に先立って、平成16年11月に信託業法も改正され、社会的ニーズに応じた、信託の特性を生かした、様々なスキームの信託の利用が可能となった。

わが国においては、これまで、商事信託、すなわち投資信託等を中心とした集団信託の利用が信託法利用の中心であった。民事信託の発展が遅れた原因の1つとしては、旧信託法や旧信託業法が社会的ニーズに対応していなかったことが大きな要因であろうが、信託税制の整備が遅れていたことも1つの要因であったと考えられる。

これらの改正により少子高齢社会における信託財産の管理運用等、個人の事業継承、個人の遺産処分の選択肢の拡大、知的財産権の信託を利用した管理運用等信託利用の拡大等、信託の多様化がこれまで以上に急速にすすむことが予想される<sup>2)</sup>。さらには敵対的買収者に対抗するための企業防

---

1) 信託法改正案については、前国会からの継続審議であったが、前国会では実質的な審議はされていなかったが、平成18年10月25日の衆院法務委員会で審議入りし、同年12月8日に成立した。改正信託法（案）については、「特集 新しい信託法と実務」ジュリスト1322号2頁以下（2006）の道垣内弘人「信託法改正と実務」、座談会道垣内弘人・井上聡・沖野眞巳・吉元利行）参照。

2) 新信託法では、信託受益権の証券化、信託宣言、目的信託が認められた。また、信託の併合及び分割の取扱い、受益者の変更、後継ぎ遺贈型信託、信託財産責任負担債務の範

衛における信託型ライセンスなど、企業法務の場でも様々な利用が可能である<sup>3)</sup>。

このような信託法等の改正に呼応して、平成19年度の税制改正により、信託税制にもいくつかの特筆すべき改正がなされた。これまでの受益者課税・委託者課税といった信託所得課税のうち、委託者課税にかかる規定が削除され、受益者とみなし受益者（両者あわせて受益者等）に課税する、いわゆる「受益者等課税信託」が認められた。さらに「受託者法人課税信託」といった概念の導入もまた認められた。この信託は、信託理論的にも租税理論的にもきわめて注目すべきものである。受託者が個人であろうと法人であろうと、一定の信託について受託者の段階で法人税を課するというものである（法人税法4条参照）。このような信託税制の改正のもと、受益者等の存しない信託は「受益者等の存しない信託」として法人課税信託の1類型とされている。その結果、受益者等が存しない場合には法人課税信託として受託者段階での課税が生ずることとなる<sup>4)</sup>。

そこで、本稿では、平成19年度改正で導入された「受益者等課税信託」と「法人課税信託」を架橋する「受益者等の存しない信託」における「受

---

困などが明文化されるなど、画期的な内容になっている。このように全面改正された新信託法は、経済的なニーズにも、社会的なニーズにも十分対応できるものとなっているといえよう。

信託業法は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引を規定する法律であるが、旧信託業法は、受託可能財産や受託者が制限されており、知的財産権等を有効に管理することも資金調達等に利用することもできず、受託可能財産の範囲の制限の撤廃が望まれていたが、信託業法の改正により、新たな信託財産の利用が可能になった。改正信託業法については、中山裕人・細川昭子「信託業法」法令解説総覧277号15頁～26頁（2005）、神田秀樹・阿部泰久・小足一寿『新信託業法のすべて』1頁以下（2005、金融財政事情研究会）参照。

- 3) 信託型ライセンスの問題を指摘するものとして、喜多綾子「個別信託の発展と課税問題」税法学556号47頁（日本税法学会、2005）参照。
- 4) 改正前の信託税制の枠組みとして、いわゆる受託者段階での課税があったが、そこに新たに受託者段階で課税するものを付け加えて、法人課税信託として一くりにしている。占部裕典「改正信託税制の特徴と今後の信託の利用可能性」第50回租税研究大会記録216頁（日本租税研究協会、2008）参照。

益者等」の定義、「法人課税信託」の意義を検討することとする。ここで  
の検討は、法解釈論上の問題にとどまらず、わが国の信託税制の法理論的  
問題の解明にもつながるものであるといえよう。

## 2. 受益者等の存しない信託と目的信託

受益者が存しない信託として、新たな信託制度のもとで導入された目的  
信託をあげることができる。わが国においてなじみが薄く、信託法上も税  
制上も注目すべきものである。旧信託法では、受益者の定めのない信託は  
公益信託に限って認められていたが、公益信託以外にも受益者の定めのない  
信託を認めることにより、公益目的とはいえなくても市民活動やボラ  
ンティア活動、あるいは、金融取引における資産流動化目的に利用可能で  
あることなどの有効性が指摘され、認められるに至ったのである（信託法  
258条<sup>5)</sup>。

この受益者の定めのない信託は、個人的な思いを託すような、たとえば、  
自分の死後にペットの世話をしてほしいという目的の信託、災害活動を支  
援するボランティア活動に使ってほしいというような目的の信託、さら  
には慈善信託（チャリタブル・トラスト）といった金融取引においても意義  
を有する信託として、多様な利用方法と可能性がある信託制度である。一  
方で、このような目的信託といった新たな類型の信託利用に関して租税回

---

5) 旧信託法では、通説的な見解によれば、信託が有効に成立するためには、信託行為の時  
において、受益者が特定、現存していることまでは必要ないが、受益者を確定し得ることが  
必要であり、受益者を確定し得ないものは、公益信託を除いては有効な信託とは認めら  
れないものとされていた。しかし、非営利の中間法人も存在し、その社員はその中間法人  
の活動から得られる剰余金を取得することができず、そのことは目的信託における潜在的  
な受益者と類似し、また、中間法人の活動が「公益」目的に限定されないという点につい  
ても、目的信託と類似する側面を有することから、信託に隣接する法人制度において実現  
可能なことが信託制度において実現不可能であるということをも、合理的に説明するのは困  
難であるという理由から、認められたものと考えられる。法務省民事局参事官室『信託法  
改正要綱試案補足説明』別冊 NBL 編集部編『信託法要綱試案と解説』別冊 NBL 236頁  
（商事法務，2005）参照。

避も可能となったことから、租税回避を防止し適正な課税を行うために信託税制も大幅に改正された。今回の信託法等の改正により、信託税制の改正も必然的なものとなったのである。

そこで、上記の「受益者等の存しない信託」の課税関係の考察にあたっては、本稿では、新信託法において「受益者の定めのない信託（以下「目的信託」という）」が認められたことに伴い、このような信託に対する規定も創設されたことをうけ、目的信託を中心とした「受益者等が存しない信託」に関する課税関係に目も向けながら、検討を加えるものである<sup>6)</sup>。

本稿では、新信託法に規定する受益者の定めのない信託（目的信託、信託法258条）と税法における受益者等の存しない信託、いわゆる「受益者等が存しない信託」（法人税法2条29号の2口）とその関係（あるいは各々の信託の意義）を検証し、目的信託を中心とした「受益者等が存しない信託」の課税を、租税理論的、かつ法解釈論的に検討することとする。そのうえで、受益者等が存しない信託に関する税制上の問題点を明らかにする。

また、目的信託は受益者等が存しないことから、一面として非営利組織としての局面をもち、その意味では公益信託・公益法人等との課税関係についての比較や検討も不可欠であるように思われる。さらには目的信託を利用する場合に、受託者あるいは受給権者の一人が公益法人等である場合の課税関係、及び帰属権利者等が公益法人等である場合の課税関係についても、検討していく必要がある。

なお、受益者等が存しない信託についての利用可能性を検討するとともにそのような信託を用いた租税回避規定についての検討も不可欠であろう。

本稿では、このような分析を通じて、目的信託を中心とする「受益者等

---

6) 権利能力のない者が実質的に受益者に相当するタイプや受益者としてではないが、将来にわたり何らかの利益を受ける者を想定することができ、信託目的が必ずしも「公益」とはいえないタイプの受益者の定めのない信託は、「目的信託」と呼ばれ、旧信託法下では公益信託を除いてはその設定が認められないものとされてきた。新井誠『信託法』400頁（有斐閣、2008）参照。

が存しない信託」の税制上の問題を明らかにするとともに、目的信託を有効利用するために今後いかなる制度的な整備が必要かを論じることとした。

まず、19年度改正の特徴である受益者等課税信託における「受益者等」の意義を検討する。そして、そのような受益者等の存しない信託としての「法人課税信託」の意義を検討する。そのうえで、その典型的な信託の1つである目的信託を素材に、「受益者等の存しない信託」の具体的な課税関係をみていく。

## 一．受益者等存しない信託税制の立法経緯

### 1．受益者等存しない信託税制導入の経緯とその背景

#### (1) 新信託法における目的信託の導入の経緯

わが国においては、新信託法により目的信託が認められたが、これまでは目的信託についてはあまり議論されていなかった。しかし、英米の信託では公益信託でも私益信託でもない、いわゆる「目的信託（purpose trust）」というものが議論されてきた。イギリス信託法では、私益信託においては受益者が確保できることが必要とされており、受益者を確定することができない抽象的な目的のための信託は、公益目的でないかぎり、「目的信託」として無効とされる<sup>7)</sup>。アメリカ信託法においても、受益者の存在しない非公益の目的信託は本来の意味の信託としては無効である。

財産の移転を受けた者（信託が有効に成立していれば受託者になっただけ）は、委託者が定めた目的のために財産を用いることができるとされてきた。ただし、もしその目的に従った財産処分をしないのであれば、委託者に財産を返還しなければならないのであり、全体を信託外の法律関係として説明している<sup>8)</sup>。

---

7) 能見善久『現代信託法』286頁（有斐閣，2004）参照。

8) 第3次信託法リステイトメントは、目的信託を無効とするのではなく、一応有効とす

しかし、米国のかなりの州では、ペットの世話のための信託が認められている<sup>9)</sup>。これは、委託者が生存中に生存していた動物の世話をするため

る。しかし、受託者の信託事務の履行を強制できる受益者がいないことを考えて、目的信託の効果を制限する。すなわち、受託者は設定された目的の範囲内の権限 (power) を与えられるが、その目的に従って財産を処分する積極的な義務はない、とする (目的外の処分をしてもよいというわけではない)。そして、受託者が一定の範囲内 (21年を越えない期間) に信託目的に従って財産を処分しなかった場合には、受託者は信託財産を委託者に返還しなければならない。能見・前掲書286頁参照。

- 9) アメリカのペット信託については州法により規定に差はあるが、オクラホマ、テキサス、オレゴン等の各州の動向や統一信託法での動向については、Christine Cave, *Comment: Trusts: Monkeying Around With Our Pets' Futures: Why Oklahoma Should Adopt a Pet-Trust Statute*, 55 OKLA. L. REV. 627 (2002); Kara Blanco, *Comment: the best of both worlds: incorporating provisions of the uniform trust code into texas law*, 38 TEX. TECH L. REV. 1105 (2006) 参照。オクラホマ州では、一定の条件のもとで受益者に財産 (金銭を含む) を譲渡すると、州外の受益者に対しては相続税 (inheritance tax) が課税されることとなっている。オクラホマ州においては、ペット信託 (honorary pet trust) が相続税に服するかが争点となったが、裁判所は残余権についてのみ相続税が賦課されると判示した。See, In re Searight's Estate, 95 N. E. 2d 779 (Ohio Ct. App. 1950)。オクラホマ州は、保護者 (後見人) が動物や財産をペットの世話のために、その贈与財産を使用することを条件にある者に直接、遺言で譲渡をすると、州外の受益者に対して動物の価額をも含めて、相続税を課税する。

一方、ペットの世話をするために金銭を用いることを内容とした略式の合意のもとで、信託の人的な受益者に金銭を付与すると、反対の課税関係が生ずる。人的受益者は動物と違って法的主体として位置づけられるので、信託の支出について所得税が課せられる。さらに当該州では信託の利益 (信託の支払や信託報酬を控除した残額) について課税をする。その税率は信託のファンドからの利益に高税率で課税をして、当該ファンドを受益者に早期に配分させることを目的としている。

なお、内国歳入庁はオクラホマ州と同様にペットを受益者とみなしていない。内国歳入庁は潜在的な抜け穴を認識し、ペット信託のための特別なルールを採用した。ルールの詳細は、Rev. Rule 76-476, 1976-2 C.B. 184 (1976) 参照。内国歳入庁はペット信託が配分をもっているとは考えず、サービスのための手数料以外のあらゆる所得に課税をする。これは厳しいようにみえるが一方で、その場合の税率は平均的な信託の税率よりも低くして、夫婦独立申告課税の場合の税率に相当する税率にしている。このような潜在的で受益的な課税のための調整は、ペット信託が認められている州においてのみ認められることになる。

そのほかペットのための道義信託 (honorary trust) を中心としたアメリカの信託課税については、PHILIP Z. BROWN, *Comment: And Now for Something Completely Different: Spendthrift, Discretionary, and Protective Trusts in North Carolina and the Federal Tax Lien*, 29 CAMPBELL L. REV. 7378 (2007) 参照。

に信託を設定し、その動物が死亡時に終了するもので、たとえば、委託者が生存中に複数の動物を世話するために設定された信託である場合には最後まで生き残った動物の死亡時に終了するというものである<sup>10)</sup>。

わが国においては、私益信託では、受益者の存在は信託行為の有効要件であり、最終的に受益者が確定しない信託は無効とされていた<sup>11)</sup>。

旧信託法においては、信託目的を営利、公益という2つの区分で区切り、営利でもない、公益でもないという信託を設定する余地が全くなかった。新信託法のもとでは目的信託の規定（新信託法258条）を創設することにより、営利でもない、公益でもないという信託、すなわち目的信託を設定することが可能となった。

このような目的信託の導入にあたっては、老人介護、子育ての支援、地域の警備など地域社会における非営利活動であるとか、特定の企業の発展に功績のある人に対する奨励金の支給といった目的に利用することができ、今後は目的信託の需要が見込まれるというのが法務省の見解であった<sup>12)</sup>。

これに反対する見解もあったが、その理由としては、(1) 少子高齢社会にあっては、財産管理の問題等もあり、ニーズがあるのは理解できるが、老人介護等の美名により、怪しげなものが設定され、受益者の定めのない信託といいながら、実際には現金等を受ける受益者が特定されているような場合がありうる、(2) 目的信託のような制度を創設しなくても、寄附金や財団の制度を利用することにより、時代のニーズに応えることが可能である<sup>13)</sup>、(3) 誰も処分できない財産を作り出す可能性があるため歴史的建造物やとくに保存すべき自然環境などについては公益性があるので認められてよいが、非公益の場合には財の流通を阻害することになるので、不相当に長期に存続する非公益の目的信託は公序良俗に反する<sup>14)</sup>、といったも

10) 新井・前掲書404頁参照。

11) 四宮和夫『信託法』45頁（有斐閣、1979）参照。

12) 国会議事録（抜粋）「信託」229号134頁参照。

13) 国会議事録（抜粋）「信託」229号134頁参照。

14) 能見・前掲書287頁参照。

のであった。

最終的には、適正な目的で利用されないという懸念は、対応策を講じたうえで導入した<sup>15)</sup>。寄附金や財団という制度を利用するより、目的信託を利用するほうが簡単に老人介護や市民活動などの非営利活動に利用できる等の理由から目的信託の創設が認められた<sup>16)</sup>。

導入時のパブリック・コメントにおいて具体的なニーズとして、以下のようなものが挙げられていた<sup>17)</sup>。

地域住民が、共同で金銭を拠出して、信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てる。

事業会社が、金銭を拠出して、社会福祉法人等を受益者とする信託を設定し、地元に住居する高齢者等を対象とするケア施設やリハビリテーション施設の設備・運営等の目的に充てることにより、地元住民との間の地域に根ざした信頼関係を構成しつつ、社会貢献の要望に応えることが可能となる。

大学の卒業生が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産を、当該大学における研究施設の整備等に充てる。

---

15) 対応策としては、以下のような信託法の規定がある。

受益者の定めのない信託の設定は、契約及び遺言による方法しか認めておらず、自己信託により設定することができないとしている(信法258)。

受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできず(258条2項)、受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止することはできないとしている(同法258)。

受益者の定めのない信託の存続期間は20年を限度としている(同法259)。

契約によって設定された受益者の定めのない信託においては、委託者の権利を強化するとともに、信託の変更によって変更することができないとしている(同法260)。

遺言によって設定された受益者の定めのない信託においては、信託管理人が就任しない状態が1年以上継続したときは終了する(同法258)。

また、受益者の定めのない信託に関する経過措置として、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者とすることができないとしている。

16) 国会会議録(抜粋)「信託」229号134頁参照。

17) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』448頁(商事法務, 2007)参照。

会社を退職する役員が、自己の財産を抛出して信託を設定し、その財産や運用益を従業員のための福利厚生施設の整備・運用等に充てる。

経済団体の会員企業が、共同で金銭を抛出して信託を設定し、受託者が優秀と認める起業アイデアを抛出した者に奨励金を投与する目的に充てることにより、当該経済団体における起業活動を支援する。

ソフトウェアの著作権者が信託銀行等を受託者として信託を設定し、信託行為において、当該ソフトウェアを誰でも自由に使用できると定めることにより、一定期間オープンソースのソフトウェアについて、利用者が自由に使用できることを確保し、その開発者や承継人等が突如として著作権を主張するような事態を回避する。

大企業が、特殊かつ高価な精密機械を提供して信託を設定し、特定地域の中小企業に限ってこれを自由に利用できるインキュベーター施設（起業家支援施設）を創ることにより、当該地域における産業の育成に寄与する。

特別目的会社（以下「SPC」という）を利用して資産の流動化を図る場合において、SPCの株式を信託財産として受益者の定めのない信託を設定することにより、海外の慈善信託（チャリタブル・トラスト）の制度を利用せずに、倒産隔離を中心とする資産流動化のためのスキーム（の法的安定性）を確保することができる<sup>18)</sup>。

## (2) 公益信託との関係

受益者の定めのない信託として、旧信託法のもとでは、公益信託のみが

- 18) 我が国で行われているチャリタブル・トラストとしては、英領ケイマン諸島のものが広く知られており、資産流動化取引等に利用されている。大規模な資産流動化取引の場合、委託者が優先受益権をSPCに譲渡し、SPCが社債その他の証券を発行して、多数の投資家から優先受益権の購入資金を調達する。このSPCに経営破綻が起こりえないように、英領ケイマンで慈善信託（チャリタブル・トラスト）を設定し、SPCの株式を信託財産とし、信託期間の満了日前に社債の償還日を設定し、残余財産がほとんど残らないスキームを組み、わずかな残余財産を慈善目的信託に引き渡すのである。井上聡『信託のしくみ』173頁（日本経済新聞出版社、2007）参照。

認められていた。新信託法では、公益信託と目的信託の2つが認められている。公益信託は、新信託法258条1項に規定する受益者の定めなき信託の内、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものにして、受託者に於いて主務官庁の許可を受けたもの（公益信託法1、2）である。新信託法においては、受益者の定めのない信託をその信託目的により、公益信託と目的信託に区別しているのである。

信託法は抜本的に改正されたが、公益信託については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることから、この度の公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所用の見直しを行うとし、この度の信託税制の改正において公益信託税制は未だ改正されていない状況である。今回新信託法により認められた目的信託は、受益者が存在しないという意味において同質のものであるといえる。よって、これらの組織との課税上のバランス（あるいは整合性等）が少なからず検討されることになるう。

受益者の定めのない信託とは、営利でも、公益でもなく、その中間的な存在としての、非営利目的である信託を認めたものである。今後の公益を果たす主体のありかたとしては、基本的には非営利なものを認め、その上にさらに公益があれば公益認定をして、要件を積み重ねたうえで公益という新たな地位になる。そのような仕組みが今後構想されている関係で、公益信託というものではなく、非営利としての目的信託が認められた<sup>19)</sup>と解することができよう。目的信託の課税関係を理論的に考察するうえで、この点には留意をしておくべきであろう。

## 2. 新たな類型の信託に対する税制の整備

平成19年度税制改正による改正信託税制は、信託法改正により、信託制度の自由度が大幅に高まり、多様な利用形態が可能となることに伴い、目

---

19) 国会議事録(抜粋)「信託」229号117頁。

的信託など新たなタイプの信託に対応する税制を整備し、法人税等の回避を防止する観点から、一定の信託に対し信託段階での法人課税を行い、課税の適正、公平を図るための措置を講ずることとしている。現行の受益者課税である導管理論（パススルー課税）を維持しつつ、新たなタイプの信託に対する課税方法と租税回避防止措置である課税方法を付け加えるという形で整備している。

新たな信託税制においては、信託所得にかかる所得税法及び法人税法上の課税は、受益者等信託（本文信託）、集団投資信託（ただし書信託）、法人課税信託（ただし書信託）に応じて、各々受益者等段階課税（発生時課税）、受益者等段階課税（受領時課税）、信託段階法人課税、の三つに区分することができる。このような課税は旧信託税制における課税関係と基本的には同じである。

なお、相続税法においても、信託税制の改正が行われたが、信託設定に対する贈与税および相続税は、相続税法9条の2においてみなし贈与と課税およびみなし遺贈課税として規定している（改正前においては、相続税法4条でみなし贈与およびみなし遺贈について規定していた）が、平成19年度の税制改正においては、所得税法による受益者あるいはみなし受益者の定義等と歩調を併せて文言を整理し、受益者及び特定委託者<sup>20)</sup>が「適切な対価なくして取得」したときに、みなし贈与、みなし相続による課税が生ずる旨を規定している。

また、相続税法9条の4と相続税法9条の5においては受益者等が存しない信託の特例を利用した租税回避に対する措置について規定している。

---

20) 「特定委託者」とは信託の変更する権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう（相法9の2）。

### 3. 受益者等が存在しない信託税制の立法趣旨

#### (1) 法人税法

法人税等における、受益者およびみなし受益者が存在しない信託とは、遺言による目的信託と<sup>21)</sup>、受益者等課税信託において、受益者およびみなし受益者（以下、「受益者等」という）が不特定または不存在の場合であるが、これらの受益者等が存在しない信託については次の二つをふまえて構築されていると解される。

一つは遺言による目的信託のように、新信託法の規定上、税法上の信託財産に属する資産を有するものとみなされる者が存在しない場合と、もう一つは、受益者等課税信託であっても、未だ生まれていない孫を受益者にする場合のように恣意的に受益者等が不特定または不存在であるような信託を設定した場合である<sup>22)</sup>。

前者の場合は、新信託法で遺言による目的信託が認められたことにより、受益者等が存在しない状況を作り出すことになるため、このような信託に対する課税方法を規定する法整備の必要性があったことであり、後者の場合は恣意的に受益者等が存在しない状況を作り出すことになるため、租税回避防止に重点を置いていることである。

受益者等が存在しない信託に対する法人課税信託は、信託法の改正により、税法上の信託財産に属する資産を有するものとみなされる者（受益者等）が存在しない信託が存しうることになり、所得税法、法人税法上信託財産に属する資産を有するものとみなされる者が存在しない信託であっても、信託からの所得は生ずることから、これに課税しないことは適当

21) 遺言信託における委託者の相続人については、新信託法147条において別段の定めがある場合を除き、委託者の地位を相続により承継しないことが規定されている。この規定により、別段の定めがなければ、遺言による目的信託の場合は受益者等が存在しないことになる。

22) 受益者が不特定または不存在の信託の例としては、会社が現在および将来の授業員の福祉のための信託を設定する場合の「将来の従業員」などがある。このような信託では、将来のある時点で受益者が出現し、その者が信託法の規定する受益者の権利を行使することになる。能見・前掲書174頁。

でないため、一義的な所得の帰属主体である受託者に対し、各事業年度の所得に対する法人税を課税しようとする趣旨<sup>23)</sup>、および、その後存在することとなる受益者等に代わって受託者に課税をするという趣旨によるものである<sup>24)</sup>。

## (2) 相続税法

相続税法においては、租税回避防止措置規定として、受託者に対する贈与税及び相続税の課税（相法9の4、 ）および受益者等に対する贈与税の課税（相法9の5）が創設された。

受託者に対する贈与税及び相続税の課税（相法9の4、 ）

相続人を受益者として停止条件付きの信託を設定した場合には、法人課税信託となり、受託者に対して信託財産の価額に対する受贈益課税されるが、その後、停止条件が成就した際に相続人が受益者となった場合には、何ら課税関係が生じないのであるが、このような制度を利用して、相続税（最高税率50%）よりも税負担の軽い法人税（実効税率 約40%）の負担で課税関係を終了させようとする租税回避が行われた場合には、課税の公平を確保する観点から租税回避に対応する趣旨から、受託者への受贈益が生じる段階において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合において、受託者に課される法人税等に加えて相続税等が課される規定が創設された<sup>25)</sup>。

受益者等に対する贈与税の課税（相法9の5）

まだ生まれていない孫等を受益者とする信託を設定した場合には、受託者段階での負担（相法9の4による贈与税等の負担を含む）だけで課税関係が終了するが、通常の相続では生まれていない孫等に相続させるためには、少なくとも2回の相続を経る必要がある。

---

23) 青木孝徳ほか『改正税法のすべて』308頁（大蔵財務協会，2007）

24) 青木ほか・前掲書478頁

25) 青木ほか・前掲書478頁

また、受益者指定権を有するものを定め、信託設定時において相続税法9条の4の課税を回避し、その後親族等を指定するような場合においても同様の問題が生じる。課税の公平を確保する観点からこのような租税回避に対応する趣旨から、創設された規定である<sup>26)</sup>。

## 二．受益者等が存しない信託に関する信託税制の枠組み

### 1．法人課税信託

#### (1) 納税義務者

受益者等が存しない信託は、受託者に対して法人税課税される。いわゆる受託者段階課税である。法人課税信託の納税義務者は、法人税法4条において規定されている。法人課税信託の納税義務者は、内国法人は法人課税信託の引受けを行う場合である。内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合か否かにかかわらず法人課税信託の引受けを行う場合には納税義務者となる(法法4)。また、法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものが国内にある場合には、内国法人とする(法法4の7二)。

外国法人は、法人課税信託の引受けを行う場合である。ただし、外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る(法法4)。

また、個人についても、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税の納税義務者となる(法法4)。

本稿では詳述を避けるが、法人課税信託としての受託者での課税をどのように解するかは理論的にきわめて興味の存する問題である。わが国の法人は、信託導管理論により原則的に構成されているところであるが、法人課税信託については例外的に実体的アプローチが採用されているようにも

---

26) 青木ほか・前掲書480頁

解される。しかし、信託財産を法人とみなして課税するという実体的アプローチ（エンタティア・プロ・チ）を採用しているのではなく、租税回避行為を回避するために法人段階に形式的に課税するものと解されよう。法人課税信託の対象となる信託によって、その理由は異なる。

## （2）法人課税信託の所得計算

法人課税信託の所得計算は各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外）ごとに、それぞれ別の者とみなして所得計算を行う（法4の6等）。

## 2. 受益者等が存しない信託の行為時の課税

受益者等課税信託を設定し、受益者が委託者以外の者である場合（他益信託）には、信託の効力が生じた時において、委託者から受益者に対して、信託受益権をみなし贈与（委託者の死因による場合にはみなし遺贈）したものとみなして、贈与税（委託者の死因による場合には相続税）が課税されるが（相法9の2）、受益者等が存しない信託を設定した場合には、全く違う取扱となる。

受益者等が存しない信託に対し委託者がその有する資産を信託した場合には、対価が支払われることも反対給付義務が生ずることもない取引であることから、法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により信託財産に属する資産及び負債（以下「信託資産等」という）の移転があったものとみなすと規定している（所法6の37）。この規定により、信託資産等が譲渡所得の対象となる場合にはみなし譲渡所得課税され（所法59 一）、また、委託者が法人である場合には寄付金課税される。また、受託法人においてはその資産の受贈益に対して課税される（法22）。

### 3. 受益者等が存しない信託に該当しないこととなった場合

受益者等が存しない信託に該当しないこととなった場合とは、次のような場合が考えられる。

別段の定めにより委託者が帰属権利者及び残余財産受益者でない停止条件付きの受益者の定めのある信託において、条件が成就した場合

別段の定めにより委託者が帰属権利者及び残余財産受益者でない受益者指定権を有する定めのある信託において、受益者を指定した場合

別段の定めにより委託者が帰属権利者及び残余財産受益者でない信託において、まだ、生まれていない孫等を受益者にし、その孫等が生まれた場合

受益者等の存しない信託に該当しないこととなった場合に、その法人課税信託の受益者(居住者)に対しては、受託法人からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、居住者の各年分の各種所得の金額を計算するが(所法67の3)、この引継により生じた収益の額は居住者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない(所法67の3)。この場合において、損失が生じた場合には各種所得の金額の計算上生じなかったものとみなす(所法令197の3)。

その法人課税信託の受益者が法人の場合においても同様の取扱が規定され、受託法人からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、法人の各事業年度の所得金額を計算する(法64の3)が、この引継により生じた収益の額又は損失の額は法人の各事業年度の所得金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない(法64の3)。

上記のような規定がされているのは、信託設定時に受託法人に対して受贈益課税されるのは、信託設定時に受益者等が明らかになっていれば、その受益者に課税していたであろう所得について受託法人に対しいわば代替的に課税を行っていたものであると考えられることから、受益者等有す

ることとなった場合に、既に受託法人において課税されている資産の受益者等について受益者等に再度課税したり、その後のキャピタルゲインについて受益者等の出現によるその資産の帰属者の変更を譲渡とみて課税したりすることは適当でないという考えによる。したがってこれらの課税をしないための課税技術上の手法として、受託法人の信託財産を帳簿価額で引き継いだものとし、受託法人の解散に係る清算所得は非課税とすることによって（法法92 ）、課税関係の連続性を保つこととしている<sup>27)</sup>。

また、帰属権利者や委託者が清算の開始により受益者とみなされた場合（新信法182）のこれらの者については、受益者としての出現が予定されていた者とまではいえないため、この取扱の対象外としている<sup>28)</sup>。

なお、受益者等が存しない信託が、受益者等が存しないまま終了し解散したものとされる場合には、清算所得に対する法人税が課税される（法法4の7 ）。

#### 4. 租税回避に対する措置

受益者等が存しない信託として、遺言による目的信託、受益者となる者が委託者の親族等で停止条件付等により現に権利を享受していない信託、信託契約等のときには存しない者がその信託の受益者等であり、その者が委託者の親族等である信託などが存する。

のような受益者等が存しない信託においては設定時に委託者から受託者に対価がなくして財産の移転があったとして受託者に法人税を課税することとなる。そして、委託者においては受託者（法人・個人を問わず法人とみなす）への財産の譲渡が存したとして、みなし譲渡課税が生ずる。

の目的信託については受益者が存することはあり得ないが、信託が終了したときには残余財産の帰属権利者へ所得税あるいは法人税が課されることとなる。しかし、のような信託においては受益者等が存すること

---

27) 青木ほか・前掲書322頁

28) 青木ほか・前掲書322頁

となった場合の課税関係が問題となる。

受益者等が存しない信託を利用して相続税を軽減する目的で租税回避がなされないように、そのような場合に備えて、相続税の軽減分を課税する規定が置かれている。この場合に、受託者が個人以外の者であるときは、受託者を個人とみなしてこの規定を適用し(相法9の4)、この規定の適用により贈与税または相続税が課される場合には、その贈与税または相続税から、その受託者に対して課されるべき法人税等の額に相当する額を控除する(相法9の4)。

### (1) 受託者に対する贈与税及び相続税の課税

受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の委託者の親族等であるとき、または、その信託の受益者等となる者が明らかでない場合には、その信託が終了した場合に、委託者の親族等がその信託の残余財産の給付を受けることとなるときは、その信託の効力が生ずる時において、受託者は委託者から信託に関する権利を贈与(委託者の死亡に基因して信託の効力が生ずる場合には遺贈)により取得したものとみなす(相法9の4)。

すなわち、受益者となる者が委託者の親族等で停止条件付等により現に権利を享受していない場合の信託において、条件が成就したときに現に権利を有する受益者が存することとなるが、このような場合には相続税法9条の4の回避が生ずることになる。

さらに、受益者等の存する信託について受益者等が不存在となった場合において、その受益者等の次に受益者等となる者が信託の効力が生じた時の委託者または、受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき(次に受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、その信託が終了した場合に委託者または次に受益者等となる者の前の受益者等の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるとき)は、受益者等が不存在となった場合に該当することとなった時において、受託者は、次に受益者等

となる者の前の受益者等から信託に関する権利を贈与（次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して受益者等が不存在になる場合には遺贈）により取得したものとみなす（相法9の4）。この場合に課税される贈与税または相続税に対しては、その贈与税または相続税を限度として、この信託財産に対して課税された受贈益に係る法人税及び法人事業税、法人道府県民税、法人市町村税（受贈益から翌期控除事業税額を控除して所得金額を計算した場合の税額）を控除する（相法9の4、相令1の10）。

## （2）受益者等に対する贈与税の課税

受益者等が存しない信託について、契約締結時等に存しない者が、受益者等になる場合において、その受益者等が契約締結時等の委託者の親族であるときは、その存しない者が受益者等となる時において、その信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなして贈与税が課税される（相法9の5）。すなわち のような信託の場合に契約締結時にまだ生まれていない孫等が生まれて受益者になった場合には、2回の相続を1回にすることにより、相続税負担を免れることができることから、相続税法9条の5の回避が生ずることになる。この規定は上記(1)の受託者に対して課税された場合においても課税されることになる。

## 三．改正信託税制における受益者等

改正信託税制において、受益者等が存する場合には受益者等課税信託として受益者等に所得課税が生ずることとなるが、受益者等が存しない信託については、法人課税信託として、受託者段階で受託者（個人であろうと法人であろうと）に対して法人税が課税されることとされている（法4）。ここでは（両者の課税への振り分けにおいては）、「受益者等」がきわめて重要な意義を有する。旧信託税制では、原則的に受益者課税であ

り、受益者が不特定または不存在の場合には委託者課税であった。従来の信託税制で規定されていた委託者課税は、実質的に委託者としての権利を有していない場合においても、所得課税がされていた。これについては、議論がされていたところである。新信託法においては、委託者の権限が縮小された<sup>29)</sup>。これにより、旧信託税制のような委託者課税の規定を維持することが適正でないために、実質的に委託者としての権利を有している委託者に対して、みなし受益者という概念を用いた規定に改正されたといえる。

受益者等が存しない信託税制を議論するうえにおいては、改正信託税制における「受益者およびみなし受益者」の検討が不可欠である。そこで、受益者等が存しない信託の定義およびみなし受益者の意義を述べたうえで信託法でいう「受益者」と「受益者等が存する信託税制」がいかなる関係

---

29) 新信託法145条において委託者の権利等を規定し、新信託法146条において委託者の地位の移転について規定している。新信託法145条においては、「信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる」とし、また、新信託法146条においては、「委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる」と規定している。

旧信託法では、委託者に対して、以下の権限を明示的に付与していた。

- 受益者が不特定または不存在の場合の、信託管理人の選任請求権(旧信法8)
- 信託財産に対する不法な強制執行、仮差押、仮処分または競売に対する異議権(同法16)
- 信託行為の当時予見不能な特別の事情により信託財産の管理方法が受益者の利益に適さなくなった場合の裁判所に対する信託財産の管理方法の変更の請求権(同法23)
- 受託者に信託財産の管理の失当、信託の本旨に反する処分または分別管理義務違反がある場合に、受託者に対して損失の填補または信託財産の復旧を請求する権利(同法27, 29)

上記の旧信託法では、信託が設定された場合においても委託者は信託目的の達成につき利害を有することから、信託財産および受益者を保護する機能を認めたと考えられるが、新信託法ではこのような規定を変更した。すなわち、信託行為で委託者の権利の全部または一部を有しないとすることを可能にすると同時に、当事者の選択により、委託者に対して、145条2項各号に定める権利を与えることもできるようにし、また、委託者の地位の移転についても自由に行えるようにしたのである。寺本振透編集代表『解説新信託法』198頁(弘文堂, 2008)

にあるかを検証することとする。

## 1. 受益者等が存しない信託の定義

受益者等が存しない信託は、法人税法2条29号の2口において、「法人税法12条1項に規定する受益者（同条2項の規定により同条1項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託」と規定されている。

法人税法12条、所得税法13条の条文構成は基本的に同じであり、1項において受益者としての権利を現に有するものに限ると規定し、法人税法12条2項、所得税法13条2項において、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、その信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く）は1項に規定する受益者としての権利を現に有する受益者とみなすと規定している。

以上の規定により、受益者等が存しない信託とは、受益者およびみなし受益者が不特定または不存在の場合の信託である。

従来は、信託財産の法律上の帰属ではなく、経済上の帰属により受益者が存する場合には受益者に課税され、受益者が不特定又は不存在の場合には委託者に課税されると規定していたが、信託に関して何ら権利を有していない委託者に対しても課税される場合もあり、適正な課税がなされないとの議論があったところであるが、平成19年度の信託税制の改正により、受益者が不特定又は不存在の場合には委託者ではなく、受益者と同等の地位を有する者、すなわち、経済的利益を享受する者をみなし受益者として取り扱い、課税することとされた。

それでは、法人税等で規定している、受益者およびみなし受益者はどのような者を定義しているのだろうか。

## 2. 受益者等が存しない信託における「みなし受益者」の意義

法人税法12条1項（所法13）では、受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）を規定し、法人税法12条2項（所法13）では受益

者以外のもので受益者とみなされる者(みなし受益者)を規定している。2項に規定する受益者とみなされる者とは、信託の変更する権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く)を有し、かつ信託財産の給付を受けることとされている者である。

信託の変更権限は、信託目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除き、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むとしている。(法令15, 所令52) この政令については、新信託法では、信託行為に別段の定めがない限り、信託の目的に反しないことが明らかなる場合には委託者の合意がなくても信託の変更ができることとされており(新信託法149), このような信託の変更は軽微なものにすぎず、実質的に変更しないものと同様であると考えられるため、税法上信託をコントロールすることができる者に該当するか否かを判定する上で、みなし受益者の判断にあたりこのような信託の変更は含めないこととされた。

また、新信託法において、信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるものと規定していることから(新信託法149), みなし受益者か否かの判定をする場合に、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むこととされた(所令52)<sup>30)</sup>。

法人税基本通達14 4 8において、法人税法12条2項に規定するみなし受益者について、信託の変更をする機能を現に有している委託者で一定のものを含むとしている。一定の委託者とは、次のいずれかの要件を充たす委託者である。

委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合

新信託法182条2項(残余財産の帰属)に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者の規定に関する定めがない場合又は信託

---

30) 青木ほか・前掲書294頁

行為の定めにより、残余財産受益者若しくは帰属権利者として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合

以上のように、法人税法2条、12条、法人税基本通達により、税法上の受益者等を規定し、このような受益者等が存しない場合に、受益者等が存しない信託と規定している。

所得税法においても、受益者・みなし受益者の定義は同様である<sup>31)</sup>。みなし受益者とは、受益者以外の者で、信託の変更をする権限を現に有し信託財産の給付を受けることとされている者であるから、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有さない者や帰属権利者（信託の清算中の帰属権利者及び残余財産帰属権利者を除く）及び未だ存在しない受益者は、信託財産の給付を受けることとされている者に該当しないが、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、信託財産の給付を受けることとされている者に該当する（法令15，所令52）。なお、停止条件付受益者はみなし受益者に該当しないが、自益信託の場合に、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者が委託者である場合には、その委託者は委託者の地位と受益者の地位の両方を有している。このような場合に、その委託者が信託の変更をする権限を現に有していれば、停止条件付委託者はみなし受益者となる。

みなし受益者に対する課税は、受益者が存在しているか否かにかかわらず生じるものであると解される。すなわち、受益者が存在している場合も不存在である場合もみなし受益者に該当する者が存在すれば課税されるこ

---

31) みなし受益者の範囲については、通達で明らかにされている。信託の変更する権限を現に有している次の者である。

残余財産帰属権利者（所基通13 7）（法基通14 4 7）

信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている委託者（所基通13 8）  
（法基通14 4 8）

残余財産受益者若しくは帰属権利者の指定に関する定めがない場合の委託者（所基通13 8）（法基通14 4 8）

信託行為の定めにより残余財産受益者若しくは帰属権利者として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合の委託者（所基通13 8）（法基通14 4 8）

とになる。

### 3. 信託法でいう「受益者」と受益者等が存しない信託税制との関係

信託における受益者は、一般的には、委託者が信託の利益を与えようとする意図した人達、または、彼らの権利を承継した人達をいうと解されるが<sup>32)</sup>、新信託法では、受益者とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付すべきものに係る債権及びこれを確保するために新信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利を有する者(新信法2 )とされている。さらに、信託の清算中は帰属権利者を受益者とみなすと規定している(新信法183 )。つまり新信託法における受益者とは、受益者及びその権利を承継する者、残余財産受益者並びに清算中の帰属権利者である。

新信託法においては、委託者は信託行為に別段の定めがない限り信託の変更をする権限を有し(新信託法145 )、残余財産受益者又は帰属権利者の定めがない場合には委託者を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなすと規定されているため(新信託法182 )、別段の定めがない場合には「委託者」が税法上の「みなし受益者」となる。

委託者が死亡した場合の委託者の地位は、原則として相続により相続人が承継するが、遺言信託における委託者の地位は、信託行為に別段の定めがない場合には、相続により承継しないこととされた(新信法147)。よって、遺言により目的信託を設定した場合には、委託者の相続人が委託者の地位を承継しなければ、所得税法、法人税法上の信託財産を有するものとみなされる「みなし受益者」は存在しないことになり、「受益者等が存しない信託」となる。所得税法、法人税法上、委託者が存在している場合は受益者等の存在する信託となり、委託者が存在していない場合には、所得

---

32) 四宮・前掲書147頁

税法，法人税法上の受益者等が存しない信託となる。契約により目的信託を設定し，委託者が帰属権利者である場合には，税法上の受益者等課税信託となるが，遺言により目的信託を設定している場合には，税法上の受益者等が存しない信託となり，法人課税される。

これに対して，所得税法，法人税法に規定する受益者等が存しない信託は，新信託法に規定する受益者及び税法に規定するみなし受益者が不存在又は不特定である信託を，受益者等が存しない信託と規定し新信託法よりも広い概念で規定した受益者等が，不存在又は不特定である信託といえる。

受益者等の存しない信託税制を解釈するうえにおいて，受益者等の定義は重要である。

受益者等が存在するか否かにより，受益者等課税信託として課税されるのか，法人課税されるのかが振り分けられることになり，これにより納税者も税負担額も異なることとなるのである。

新信託法において，受益者指定権（新信法89），受益者代理人（新信法138）の規定が創設された。受益者指定権を有する者は受益者の指定および変更する権利を有しており，信託設定時に受益者指定権を有するものを定めている場合に，受益者を指定しておらず，みなし受益者に該当する者が存在しなければ，受益者等が存しない信託となる<sup>33)</sup>。

また，受益者代理人は受益者を代理する権限を有する者であるが，受益者代理人が信託の変更する権限を有しており，受益者が信託の変更する権限を有していない場合には，その受益者は受益者としての権利を現に有しておらず，みなし受益者に該当する者が存在しなければ，受益者等が存し

---

33) 受益者指定権を有する者が，受益者を指定しないうちに死亡した場合には，原則として，受益者が存しないことが確定し，「信託の目的を達成することができなくなったとき」（新信法163）に当たるものとして終了することになる。受益者指定権の有効利用としては，委託者が信託行為の定めにより，信頼できる特定の第三者に対して，受益者を指定・変更する権利を付与し，この指定・変更権を適切に行使してもらうことにより，委託者は，自己の能力喪失後あるいは死亡後においても，状況の変化に応じた適切な財産の分配を実現することが可能となる（寺本昌広・前掲書255頁参照）。

ない信託となる<sup>34)</sup>。

新信託法の成立により、信託の自由度が高まり、従来では考えられなかったような定めのある信託の設定が可能になった。信託が利用しやすくなった反面、本来の納税義務者である受益者が、受益者としての権限を有していない場合や、信託財産からの給付を受けない場合も生ずる可能性があり、このような受益者に課税することが適正ではないことから、信託法上の受益者ではないが、信託の変更する権限を有し信託財産からの給付を受ける、みなし受益者を納税義務者と規定したと解される。

#### 四．受益者等が存しない信託の課税問題

##### 1．受益者等が存しない信託の課税に対する具体的な検討

第四章においては、受益者等が存しない信託税制の課税問題を具体的な事例を交えて検討することとする。最初に、目的信託の設定を遺言による場合と委託者が生存中にする場合とでは課税関係が全く異なることとなることから、このような場合の課税問題を検討していくものとする。

##### (1) 遺言による目的信託の設定

事例1 委託者甲は、遺言により、自分の財産2千万円を、地域の老人介護に役立てることを目的とする、目的信託を設定した。この目的信託においては信託財産の帰属権利者に関する定めがない。なお、委託者には相続人乙が存在する。

事例(1)は、遺言による目的信託の設定であり、残余財産を受ける帰属権利者も存在しないことから、受益者等が存しない信託となり、受託者

---

34) 信託に関する意志決定に係る権利については、信託行為において受益者代理人によって代理される受益者も行使できることを定めておかない限り、受益者代理人のみが行使ことができ、本人に当たる受益者は行使できなくなるという点において、一般の代理の場合とは異なる(寺本・前掲書324頁参照)。

に対して法人課税信託される。

信託設定時

イ，委託者甲

受益者等が存しない信託に該当するため，現金2千万円は受託者に贈与したものとみなされる（所法6の37）。贈与した財産が現金であるため，みなし譲渡課税はされない。

ロ，受託者

法人課税信託に該当し，現金2千万円に対する受贈益が課税される（法法22）。

信託期間中

イ，委託者の相続人乙

課税関係は生じない。

ロ，受託者

信託財産から収益が生じた場合にはこの信託を法人とみなして，法人課税される（法法4の6）。

ハ，介護を受ける地域住民

課税関係は生じない。

信託終了時

受益者等が存しない信託が終了した場合の残余財産は委託者の相続人に帰属することになり，委託者の相続人が存在しなければ清算受託者に帰属することになる（新信託法182）。

イ，委託者の相続人乙

残余財産の引継ぎを受けたことにより，一時所得課税される。（所法34）

ロ，受託者

受益者等が存しない信託が受益者等が存しないまま終了した場合には信託の終了を法人の解散として，清算所得課税される（法法92）。  
それでは，目的信託を遺言ではなく，生存中の甲が信託銀行を受託者と

して契約した場合にはいかなる課税関係になるであろうか。

(2) 委託者生存中の目的信託の設定

事例2 委託者甲は自分の財産2千万円を、地域の老人介護に役立てることを目的とする、目的信託を設定した。この目的信託においては信託財産の帰属権利者に関する定めがなく委託者は信託の変更する権限を有している。なお、委託者には相続人乙が存在する。

信託設定時

イ、委託者甲

この目的信託には帰属権利者に関する定めがないことから、委託者甲がみなし受益者となるので、受益者等課税信託になる。現金2千万円は受託者に贈与したものとはみなされないため、信託設定時には何ら課税関係は生じない。

ロ、受託者

課税関係は生じない。

信託期間中

イ、委託者甲

信託財産から収益が生じた場合には所得税課税される。

ロ、受託者

信託報酬に対して法人税が課税される。

ハ、介護を受ける地域住民

課税関係は生じない。

信託終了時

信託行為に、残余財産の帰属権利者に関する定めがない場合には、委託者に残余財産が帰属することになる(新信託法182 )。

イ、委託者

課税関係は生じない。

ロ、受託者

課税関係は生じない。

八、介護を受ける地域住民

課税関係は生じない。

以上のように、同じ目的信託の設定であっても事例1は受益者等が存しない信託となり、事例2は受益者等課税信託となる。事例1の場合は信託設定時に受託者に対して、その移転する信託財産の価額に相当する金額の受贈益が課税されるが、この受贈益課税の金額は委託者が信託する財産の価額の約40%になる。事例1でいえば、2,000万円の40%で800万円にもなってしまう。地域住民の老人介護に役立てたいという思いを具体的な形に変えることにより、800万円の納税負担が生ずるのである。

また、事例2の場合には、信託期間中に信託収益が生じた場合に、何ら、信託からの収益を収受しない委託者に対して課税されるのである。平成19年度の税制改正により委託者課税を改めて、実質的な受益者、すなわちみなし受益者に課税する旨の規定がなされたにもかかわらず、従前と変わらない取扱となっている。

遺言による設定の場合と委託者の生存中の設定の場合とで、これだけの税負担額の違いがあっていいのであろうか。目的信託の設定であるから、どちらの場合も目的は同じであり、地域住民の老人にとっては介護を受けることも同じである。このような課税方式で公平な課税といえるのであろうか。

遺言による目的信託に対する課税は、受贈益課税については、目的および信託する財産の価額に相当する金額に応じて、累進課税にすべきであろう。目的信託は自分のペットの世話をしてほしいというような個人的なものから、公益目的のものまで多種多様である。公益目的とはいえないが、共益目的と判断される目的信託であれば受贈益課税はゼロとし、また、信託する財産の価額が少額な場合も非課税となるような課税制度にすべきではないだろうか。なぜなら、目的信託という性質上、多数の委託者が集まり信託財産を信託し、地域住民の役に立てるといような信託の利用が考

えられるからである。課税回避防止措置は必要であるが、目的信託本来の利用を阻害するような税制は適切ではないと考えられる<sup>35)</sup>。

## 2. 受益者等が存しない信託の周辺信託との課税問題

受益者等が存しない信託としての課税は、受益者等課税信託においても、受益者連続型信託においても、信託の内容及び受益者の存在等様々な状況により生ずるものであり、そのような場合の事例として、特定公益増進法人等が受益者等になる場合の課税問題を具体的事例を交えて検討していくものとする。

### (1) 特定公益増進法人等が受益者等になる場合の課税問題

特定公益増進法人等が受益者等になる信託の設定

事例3 長年新薬の開発研究に力を注いできたAは老後のために、金銭1億円をB信託銀行を受託者として信託することとした。信託期間は20年で、受益者は委託者Aであり、もし、信託期間終了前に死亡するような場合には、残余財産は、新薬の研究に役立てるために、C大学(学校教育法1条に規定する大学)に帰属するという内容である。なお、委託者の相続人は委託者の地位を承継しないことを信託契約時に取り決めた。

事例3のように、委託者の相続人が委託者の地位を承継しないことを定めるのは、残余財産を研究に役立ててほしいという気持ちを相続人に阻害されないためである。相続人が委託者の地位を引き継いだ場合に、相続人が複数存在していることから、遺産分割協議で争われることを危惧していることである。

事例3の場合、信託設定時は自益信託であるが、信託設定後10年目で委託者Aが死亡した場合には残余財産はC大学に帰属するが、このような場合の課税関係はどのようになるであろうか。

---

35) 目的信託の代替方法での税制との比較検討したものととして 星田寛「福祉型信託, 目的信託の代替方法との税制の比較検討」信託232号44頁~60頁(信託協会, 2007)

### 受益者等が存しない信託に該当するか

事例3の場合、委託者Aが死亡したら、C大学が帰属権利者になり、信託財産の給付を受けることから、新信託法に規定する受益者連続型信託（新信法91）に該当するが、新信託法において、受益者連続型信託に該当しても、税法上はC大学が信託の変更をする権限を有しているか否かにより、取扱いが異なってくる<sup>36)</sup>。

すなわち、C大学が信託の変更をする権限を有していれば、特定委託者としての要件を備えているので、税法上も受益者連続型信託となるが<sup>37)</sup>、特定委託者としての要件を備えていない場合には、税法上の受益者等が存しない信託となる。この場合には、信託設定当初は自益信託であるが、委託者Aが死亡した時から受益者等が存しない信託となる。

相続税法に規定する特定委託者とは、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされている者（相法9の2）をいうが、基本的には委託者を念頭においているが、委託者でなくても、このような権限を与えられた者がいれば特定委託者に該当することとなり<sup>38)</sup>、法人税法および所得税法に規定するみなし受益者の要件と同じである。

### 受益者等が存しない信託に該当する場合

C大学が特定委託者に該当しない場合には、みなし受益者にも該当しないので、税法上の受益者等が存しない信託に該当することになる。

受益者等が存しない信託であるから、法人課税信託となるが、法人課税

---

36) 受益者連続型信託について詳細に検討しているものとして 松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信託法研究32号91頁（信託法学会、2007）

37) 税法上の受益者連続型信託に該当する場合には、委託者Aの死亡により、C大学は残余財産の給付を受けることになる（C大学は特定委託者）。税法上の取扱いは、C大学は委託者Aから遺贈により信託財産を取得することになり、委託者Aの相続財産には残余財産受益権の価額は含まれない。C大学が相続税法12条1項3号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者であるから、相続税の非課税財産となる（相法12三）。また、C大学については、この給付を受けた信託財産を利用して収益事業を行わない場合には課税されない（法法4）

38) 青木ほか・前掲書477頁

信託は法人課税信託の引受けを行った時に受託者は納税義務者となるが( 法 法 4 )、事例の場合は、信託の引受けは信託設定時であり、この時には、受益者等が存する信託であるため、委託者が死亡した時から法人課税信託の納税義務者となる。この場合に委託者は残余財産を受託者に対して贈与したことになり( 所 法 6 の 3 七 )、その信託した資産の額に相当する金額が受託者に対する贈与の額とされ、残余財産が譲渡所得の基因となる財産の場合はみなし譲渡所得課税される( 所 法 59 一 )。

また、受託者に対しては残余財産の価額に相当する金額の受贈益が課税され( 法 法 22 )、残余財産の帰属権利者である C 大学に対して残余財産が給付されることに対しては何ら課税されない。

上記の事例の場合には、C 大学を残余財産の受益者とするのは、教育の振興を目的としての信託の設定であるが、このような目的であれば、信託という形式ではなく、遺言により寄付するという形式をとれば、課税関係が異なってくる。

それは、金銭 1 億円を信託し、信託期間は 20 年であるが、委託者が死亡した場合には信託が終了することとし、残余財産の帰属権利者は委託者とし、委託者の地位は相続人が承継することとし、残余財産は C 大学に遺贈する旨の遺言を作成し、遺言執行を B 信託銀行に依頼するのである。そうすることで、税法上の受益者等が存しない信託に該当せず、B 信託銀行は受贈益課税されることはなく、委託者からの C 大学に対する遺贈は相続税の非課税財産となり( 相 法 12 三 )、C 大学は残余財産を利用して収益事業を行わない場合には、残余財産に対する受贈益課税はなされない( 法 法 4 )、寄付されたことに対しては非課税となる。

C 大学に信託財産を贈与する手段としては、受益者連続型信託、受益者等が存しない信託、遺言による方法が考えられる。C 大学が学校教育法 1 条に規定する大学であることから、受益者連続型信託および遺言による方法を利用する場合には、法人課税もおこらず、C 大学が贈与された財産を利用して収益事業を行わない場合には、その財産に対する受贈益課税もな

されない（法4 ）。

受益者等が存しない信託を利用する場合には受託者に対しては法人課税される。委託者Aの財産が教育の振興目的に利用されることは同じであっても、課税関係が異なるのは、公平な課税といえるであろうか。

相続税法12条1項3号は、民間公益事業の特殊性、その保護育成等の見地から設けられている規定であるが、同じ見地から規定されているものとして、相続人が相続財産を国等に贈与した場合等の相続税の非課税（措法70）、国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税（措法40）、個人が国等に寄附した場合の寄附金控除（所法78）、法人が国等に寄附した場合の寄附金の損金算入（法37）の規定がある。これらの規定には、国若しくは地方公共団体とともに、公益を目的とする事業を行う者に対する贈与または遺贈並びに寄附で、公益を目的とする事業の用に供することが確実なものということを要件としてそれぞれの特例が認められている。

税法上の受益者等の存しない信託に該当する場合であっても、その目的が公益目的であり、事例のように、信託の給付を受ける者が、相続税法12条1項3号に規定するような、公益を目的とする事業を行う者であれば、相続税法12条1項3号と同様の取扱にするべきであろう。

受益者等が存しない信託は、その受託者に対して法人税が課税されるが、その法人課税の所得計算において<sup>39)</sup>、その目的が公益目的であり、信託の給付を受ける者が公益を目的とする事業を行う者であれば、委託者に対するみなし譲渡益課税及び受託者に対する受贈益課税を非課税とするというような取扱であれば、相続税法12条1項3号、租税特別措置法70条、法人税法37条の取扱と平仄を合わせることができないのではないだろうか。

## **(2) 受益者等課税信託及び受益者が存しない信託が混在している場合の課税問題**

---

39) 法人税法施行令14条の10 6項において、法人課税信託の所得計算における寄附金の損金算入限度額は法人税法施行令73条1項2号の取扱をすることが規定されている。

受益者等課税信託において、信託受益権の50%は受益者が特定しており、信託受益権の50%は受益者が不特定である場合に課税関係はどのようになるであろうか。

信託受益権の50%は受益者が不特定である信託の設定

事例4 Aは、自己の財産を拠出して信託を設定した。信託財産は2千万円で信託期間は20年、信託財産の給付は毎年100万円であり、Aの妻が50%の給付を受け、残りの50%は委託者の孫が受け取ることとした。Aの孫は3人いるが、3人の内の一人を受益者にする予定であったが、受益者を指定しないままAが急死した。Aは受益者指定権を有していた。帰属権利者は妻と不特定の孫である。

このような事例の場合に課税関係はどのようになるであろうか。受益者指定権は相続によって相続人に承継されないの(新信法89)、委託者の相続人は受益者を指定することもできず、受益者になることもできないこととなる。

このような事例の場合には以下のような取扱が考えられる。

信託設定時に妻に対して信託受益権の半分をみなし贈与課税し、残りの半分に対しては受益者等が存しない信託に該当するので、法人課税信託となり、受託者に対して受贈益課税される、委託者死亡時には何ら課税されない。

信託設定時に妻に対して信託受益権の全部をみなし贈与課税し、委託者死亡時には何ら課税されない。

信託設定時に妻に対して信託受益権の半分をみなし贈与課税し、委託者死亡時には委託者の相続人に対して残りの半分の信託受益権に対してみなし遺贈課税される。

税法上の取扱を判断する場合には、その信託において、受益者およびみなし受益者が存在するか否かを検討することから始めなければならない。事例の場合、信託設定時は、妻という受益者が存在しているので、受益者等課税信託になり、みなし贈与課税されるが、妻が給付を受けるのは、分

配される100万円の50%である。この50%に対してみなし贈与課税されるのは異論のないところであるが、問題は残りの50%である。残りの50%は不特定の孫に対してみなし贈与課税すべきであるが、税制上の取り扱いはそのようには規定されていない。事例の場合、不特定の孫は受益者に該当せず、委託者も帰属権利者ではないことから、みなし受益者に該当せず、受益者は妻だけということになる。

事例のような取り扱いについては、信託財産から生ずる収益及び費用については、法人税基本通達14-4-1、所得税基本通達13-1において「……一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、残余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときは、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。」と規定されている<sup>40)</sup>。

また、信託受益権に対するみなし贈与課税については、相続税法施行令1条の12-3項1号において、受益者等の有する権利がその信託に関する権利の全部でない場合には、権利の全部をその受益者が有するものとする規定している。

よって、事例の場合は信託設定時に、妻に対して信託受益権の全部がみなし贈与課税されることになる。委託者の相続人は相続により委託者の地位は引き継いでいるが、受益者指定権は引き継いでおらず、信託を変更する権限は相続により有しているが、受益者としての権利を現に有していないので、みなし受益者に該当せず、課税関係は生じないのである<sup>41)</sup>。

このように政令と通達において取り扱いを明確にしているが、これでは、

---

40) 平成19年6月22日付課法2-5ほか1課共同「信託に関する法人税基本通達の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明3(受益者等課税信託による損益, 14-4-1)において課税関係を詳細に説明している。

41) 受益権の一部を有している受益者についての課税関係を検討しているものとして、岡正昌「民事信託と新しい信託税制」税務事例研究100号45頁(日本税務研究センター, 2007)。

妻は信託財産の分配をうけない部分に対しても課税されることになる。また、妻と受託者の合意により、信託を終了させた場合には課税関係はどのようになるであろうか。帰属権利者は妻と不特定の孫である。残余財産の50%を妻が取得し、残りの50%を孫の一人が取得した場合には、妻からの贈与として課税されるのであろうか。

孫の一人は帰属権利者として、残余財産の給付を受けるのであるから、受益者であり、受益者等課税信託が終了した場合に、新たに受益者が存するに至った場合として、みなし贈与と課税されることになるのである(相9の2)。

事例のような場合には、信託設定時に孫の一人が受益者として指定されていれば、妻と孫に対してそれぞれ信託受益権の50%をみなし贈与と課税されるべきところが、委託者の死亡という不測の事態により、妻は信託受益権の100%に対してみなし贈与と課税され、孫は信託受益権の50%に対してみなし贈与と課税されることになり、信託設定時に孫の一人が受益者として指定されている場合よりも50%分の税負担が増加する結果となるのである。

事例のように受益者の権利が一部分である場合には、残りの受益者等が定まっていない部分については、法人課税信託とし、法人税課税すればいいのではないだろうか。これにより、受益権の一部を有する受益者に対して過分の税負担が生じない結果となる。

### 3. 課税時期の問題

信託設定時以外の場面においても、信託期間中に受益者等が存しない信託に該当する場合が考えられる。

そのような場合としては、次のような場面が考えられる。

目的信託を設定した帰属権利者である委託者が死亡した際に委託者の地位を相続する相続人が存在しない場合

受益者の定めのある信託において未だ受益者が指定されていない状態で、委託者が死亡した場合(委託者には相続人が存在しない場合)

に受益者指定権を有する者が存在している場合。

受益者の定めのある信託において、別段の定めにより委託者が帰属権利者及び残余財産受益者でない場合に受益者の条件が成就していない等の理由により、受益者が不存在の場合に委託者が死亡した場合。

上記の場合には、受益者及びみなし受益者、すなわち受益者等が存在しないことになる。新信託法に規定する目的信託では、受益者を定めることができないが、税法で規定する受益者等が存しない信託においては、信託の変更等により、受益者等の存する信託に転換することが可能である。上記の例でいえば、      は転換が不可能であるが、      は転換が可能である。

      は受益者指定権を有する者が受益者を指定すれば受益者等の存しない信託には該当しないし、      は受託者の判断で信託を終了すれば受益者等の存しない信託には該当しない。

このように受益者等の存する信託に転換可能な場合の信託において、租税回避目的ではなく、委託者の死亡や受益者指定権を有する者の死亡等の不測の事態が生じたことにより、受益者等が存しない信託に該当するような場合には、受益者等の存する信託に転換する猶予期間経過後に法人課税信託として課税すべきではないだろうか。

新信託法とは異なる税法独自の受益者等が存しない信託の規定は、信託制度を利用しての租税回避を防止するための規定であろう。受益者等が存しない信託が受益者等の存する信託に該当するようになった場合に、その受益者等が、委託者等の親族である場合には、受託者や受益者等に対して、贈与税が課税される。このような租税回避措置が租税回避目的ではない場合にも課税されることとなるのは、この規定の立法趣旨からはずれるのではないだろうか。適正な課税を行うために、不測の事態が生じたことにより受益者等が存しない信託に該当した場合には、該当した日から2ヶ月以内に受益者等が存する信託に転換すれば法人課税されないというような宥恕規定が必要であろう。

## お わ り に

新信託法により認められた目的信託は、営利でも、公益でもなく、その中間的な存在としての非営利目的である信託を認めたものであるが、パブリック・コメントにおいて指摘された具体的なニーズからもわかるように、目的信託の利用範囲は、非営利目的、公益目的類似ものといってもいいようなものから、全く個人的な目的まで広範囲に及ぶものである。それだけに、広範囲に活用される可能性も高く、また、一方で租税回避目的に利用されることも危惧される制度である。

信託税制は公平で適正に課税されるべきであり、そういう意味での租税回避措置は必要であるが、過度な租税回避措置規定は、信託のもつ機能を十分に発揮しうることを目的として改正が行われた新信託法のもとの、信託の利用を阻害することとなる。

公平適正であり、信託の利用を阻害することのない信託税制構築のために、本稿では以下の問題点をふまえて、具体的な事例を交えて検討したものである。

- 目的信託についての課税関係は、信託契約による目的信託については、原則として委託者が存することから、受益者等課税信託としての課税が生ずる。しかし、遺言による目的信託については、受益者もみなし受益者も存しないことから法人課税信託となる。前者の信託については信託所得は受益者等に課税されるのに対して、後者においては受託者（個人も法人とみなす）に課税される。しかし、目的信託を設定した場合においては、この2者択一の課税になるのか必ずしも明確ではないといえる。さらに信託法の解釈をふくめて課税関係を詰める必要がある。
- 信託契約による目的信託は理論的にはすべて受託者課税とすることも検討に値する<sup>42)</sup>。

---

42) 信託法の解釈からすれば、「目的信託」とは、受益権を有する受益者の存在を予定し

- 遺言による目的信託を設定した場合に委託者に譲渡所得課税，受託者に受贈益課税が生ずる。信託契約による場合においては受益者等（特定委託者）にみなし贈与課税が生ずる。この課税負担のバランスには問題はないか検討すべきであろう。
- 目的信託，公益信託，公益法人についてバランスのとれた課税関係が構築される必要があると解されるが必ずしも整合性のとれたものとなっていないおそれもある。

上記の問題点について，受益者等が存しない信託税制の根源となる〔受益者等〕の意義を検討し，さらに，受益者等が存しない信託税制及びその周辺信託との課税問題を検討することにより導きだした，具体的な解決策を述べることにする。

- 遺言による目的信託に対する課税は，受贈益課税については，目的および信託する財産の価額に相当する金額に応じて，累進課税にする。公益目的とはいえないが，共益目的と判断される目的信託であれば受贈益課税はゼロとし，また，信託する財産の価額が少額な場合は非課税となるような課税制度にすべきである。これにより，目的信託を生かした福祉型の信託の利用が可能になる。
- 受益者等が存しない信託において，特定公益増進法人等が受給権者になる場合には，法人課税の所得計算において，その目的が公益目的であり，信託の給付を受ける者が公益を目的とする事業を行う者であれば，委託者に対するみなし譲渡益課税及び受託者に対する受贈益課税を非課税にするというような取扱にすべきである。これにより，相続税法12条1項3号，租税特別措置法70条，法人税法37条の取扱と平仄を合わせることができる。

---

ない信託であり，信託財産は受益者の利益のためではなく，信託目的の達成のために管理処分等がされる信託である（寺本・前掲書447頁参照）。このように，本来，受益者の利益を予定していない信託に対して課税上みなし受益者の規定を適用することが適正か否かという問題がある。

- 受益者の権利が一部分である場合には、残りの受益者等が定まっていない部分については、法人課税信託とし、法人税課税する。
- 不測の事態が生じたことにより受益者等が存しない信託に該当した場合には、該当した日から2ヶ月以内に受益者等が存する信託に転換すれば法人課税されないというような宥恕規定が必要である。

平成18年12月7日に成立した新信託法は、自由な発想でいかようにも設計できるように制定されている。このような新信託法を利用するにあたっては、税制上の取扱が重要なポイントになってくる。自由な発想で設計できる法規定であるために、課税庁は租税回避を防止する観点から、様々な租税回避措置を盛り込んで、平成19年度の改正信託税制を制定するに至ったが、現状のままでは、信託制度の発展を阻害する要因もあり、少子高齢社会に役立つような信託制度の利用が行われにくいことを懸念せざるを得ない。本稿においては、受益者等が存しない信託を中心に検討したが、新信託法及び改正信託税制の条文は膨大であり、検討すべき課題は多数存在し、受益者等が存しない信託においても、併合や分割、国境をまたぐ国際租税に関する信託については検討しておらず、別稿にて行う予定である。

信託税制については、今後このような問題も含めて様々な議論がされることであろう。本稿において、目的信託の問題点を議論し、提言を行ったことが今後の新信託法の発展と活用に貢献できれば幸いである。